

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前												
<p>別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達</p> <p>第1編 総 則 用語の意義 この通達において使用する用語の意義は、次表に掲げる ところによる。 なお、酒税法、酒税法施行令、酒税法施行規則で定義さ れている用語については、当該定義されているところによ る。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">意 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">特区法</td> <td>構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）を いう。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特区規則</td> <td>財務省関係構造改革特別区域法施行規則（平成 20年財務省令第36号）をいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第7編の2 構造改革特別区域法関係 第28条 酒税法の特例 第1項及び第2項関係 1 「農業者」の範囲 特区法第28条第1項に規定する「農業者」には、農業 を経営する者のほか、次に掲げる者が含まれる。 (1) 特区規則第1条第1項第1号又は同条第2項第1号 に規定する農業経営者の同居親族等で、当該農業経営 者の行う果実又は米の生産に従事する者（当該生産に 従事する者であることについて当該農業経営者の確認 を受けた者に限る。） (2) 特区規則第1条第1項第2号又は同条第2項第2号 に規定する農業生産法人の組合員等で、当該農業生産 法人の行う果実又は米の生産に従事する者（当該生産 に従事する者であることについて当該農業生産法人の 確認を受けた者に限る。）</p> <p>2 「当該果実」の範囲 特区規則第1条第1項第1号又は第2号に掲げる「当 該果実」には、同項第1号に規定する農業経営者又は同 項第2号に規定する農業生産法人が生産した果実のう ち、同項第1号に規定する農業経営者の同居親族等又は 同項第2号に規定する農業生産法人の組合員等がその生 産に直接従事したもの及びこれと同一の種類のものを含</p>	用 語	意 義	特区法	構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）を いう。	特区規則	財務省関係構造改革特別区域法施行規則（平成 20年財務省令第36号）をいう。	<p>別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達</p> <p>第1編 総 則 用語の意義 この通達において使用する用語の意義は、次表に掲げる ところによる。 なお、酒税法、酒税法施行令、酒税法施行規則で定義さ れている用語については、当該定義されているところによ る。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">意 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(新設)</p>	用 語	意 義	(新設)		(新設)	
用 語	意 義												
特区法	構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）を いう。												
特区規則	財務省関係構造改革特別区域法施行規則（平成 20年財務省令第36号）をいう。												
用 語	意 義												
(新設)													
(新設)													

改正後	改正前
<p>まれる。</p> <p>また、同項第3号に掲げる「当該果実」は同号に規定する自ら生産した果実と同一の種類のものとする。</p> <p>これらの場合において、同一の種類の実果かどうかの判定は、日本標準商品分類の分類番号の最初の5桁を基準として行うものとする。</p> <p>3 「その他気象上の原因による災害」の範囲</p> <p>特区規則第1条第1項第3号及び第2項第3号に規定する「その他気象上の原因による災害」には、例えば、ひょう害、冷害、凍霜害、暖冬害、寒害、雨害湿潤害、冷湿害、土壌湿潤害、雷害、地すべりの害等が含まれる。</p> <p>第3項関係</p> <p>「販売」の意義</p> <p>特区法第28条第3項に規定する「販売」とは、販売代金その他名目のいかんを問わず対価を得て行われる譲渡をいうのであり、無償による譲渡は含まれないのであるから留意する。</p> <p>第28条の2</p> <p>第1項関係</p> <p>1 「農産物」の定義</p> <p>特区法第28条の2第1項第2号に規定する「農産物」とは、日本標準商品分類の「69 農産食品」及び「70 畜産食品」に属する物品のうち、「69-95 砂糖」、「69-96 糖みつ」、「69-97 糖類」及び「70-4 はちみつ」以外のものとする。</p> <p>ただし、同号に規定する当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した物品が、「69-95 砂糖」、「69-96 糖みつ」、「69-97 糖類」又は「70-4 はちみつ」に属するものである場合には、当該物品は農産物に含まれるものとする。</p> <p>2 農産物の使用割合</p> <p>特区法第28条の2第1項の規定の適用を受けて同項第2号に規定するリキュールの製造免許を受けた者が、同号に掲げるリキュールを製造する場合には、当該リキュールの原料に占める「農産物」の割合は問わないのであるから留意する。</p> <p>第28条及び第28条の2 (共通関係)</p>	

改正後	改正前
<p>1 「果実」の定義</p> <p>特区法第28条及び同法第28条の2に規定する「果実」の定義については、第2編第3条（その他の用語の定義）の3<「果実」の定義>の定めを準用する。</p> <p>2 「生産」の意義</p> <p>特区法第28条及び同法第28条の2に規定する「生産」とは、栽培等の人為的な作業を伴う行為をいうのであり、単に自生している果実又は農産物を採取する行為などは含まれないのであるから留意する。</p>	